

償却資産をお持ちの方は申告が必要です(令和5年度分)

固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況を1月31日までに、その償却資産所在の市町村長に申告するよう定められています。

申告していただく方

令和5年1月1日現在、上島町内で事業を営んでおられる方で、事業用資産をお持ちの方

申告期間

令和5年1月1日から1月31日まで(郵送、e-Tax、窓口持参など)詳しくは各支所住民課、町民生活課にお問い合わせください。

医師・歯科医師・薬剤師免許をお持ちの方は届け出をお願いします

医師・歯科医師・薬剤師の免許をお持ちの方は、就業の有無に関わらず、2年毎の届け出が法律により義務付けられています。

届出票は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

提出期限

1月16日(月)
届出内容 令和4年12月31日現在の氏名、住所など

提出・問い合わせ

〒794-8502

今治市旭町1丁目4番地9
今治保健所 企画課

☎0898-231-2500

合同企業説明会のご案内

日時 1月18日(水)

13時～15時まで

場所

愛媛県男女共同参画センター(多目的ホール)

内容

松山市山越町450番地
参加企業(10社予定)は、ハローワークに就職氷河期世代限定求人

・歡迎求人を出している事業所、職場実習・体験受け入れ事業所、年齢に関わらず積極的に採用している県内企業。
参加企業は決定次第、「えひめ就職氷河期世代応援サイト」に掲載いたします。

対象

就職氷河期世代(概ね35歳以上55歳未満の方)

定員

20名(参加無料・服装自由・履歴書不要)

申込締切日

1月16日(月) 16時、当日参加も可能です。

申込・問い合わせ

就職氷河期世代活躍支援事業事務局
(株)東京リーガルマインド松山支社

☎089-601-1333

✉mty@lec-jp.com

令和5年度森林環境保全基金公募事業の提案募集について

愛媛県森林環境税の趣旨に即し、県民が自ら企画立案して実行する森林林業に関する事業を募集します。詳細については、愛媛県ホームページで確認ください。

☎http://www.pref.ehime.jp/h35900/6366/kouryucenter/index3_3.html

募集期限

1月31日(火)まで

提出方法(先)

所定様式を、所管する県地方局森林林業課へ持参または郵送にて提出してください。

問い合わせ

愛媛県森の交流センター

☎089-990-7017

労働保険料第3期分納付期限のお知らせ

1月31日(火)は、労働保険(労災保険・雇用保険)料の第3期分の納付期限となっています。事業主の皆さまへは、1月12日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。ご不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

愛媛労働局労働保険徴収室
☎089-635-5202

議会のうゝぎ

第3回臨時会

本臨時会は11月11日(金)に開会し、令和4年度上島町一般会計補正予算(第3号)、人事に関する3件の議案が審議されました。

補正予算

令和4年度上島町一般会計補正予算(第3号) 原案可決

一般会計	
名額	6,800万円
補正額	70億2,000万円 ○電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業 ・国の補助(10/10)を受けて価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に1世帯当たり5万円を給付。
主内	内容

その他

- 上島町監査委員の選任について 徳永 貴久(岩城) ー同意ー
- 上島町教育委員会委員の任命について 大船 英夫(魚島) ー同意ー
- 教育長の任命について 清水 伸(弓削) ー同意ー

e-Taxでの確定申告等が簡単に利用できるように、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の電子送付サービスを開始しました

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の電子データを、マイナポータルの「お知らせ」で受け取れる電子送付サービスを開始しました。令和5年1月からは、受け取った電子データを国税庁の提供するe-Tax等に取り込むことができ、簡単に確定申告や年末調整ができます。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

県営住宅入居者募集のお知らせ

県営住宅の補欠入居(空家待ち)申込の受付を行います。

募集対象 唐子団地など今治市内6団地に空家が生じた場合の入居予定者募集

申込資格

- 同居親族があること(高齢者、身体障害者の方などを除く)
- 現に住宅に困窮していること
- 世帯の収入が基準以下であること
- 入居申込者および同居しようとする親族が、暴力団員による不

当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

申込受付期間

2月1日(水)～10日(金)

平日 8時30分から17時まで

申込・問い合わせ

愛媛県東予地方局

今治土木事務所管理課

今治市旭町1丁目4番地9

☎0898-231-2500

(内線265または309) ※詳しくはお問い合わせください。

今治税務署からのお知らせ

確定申告会場への入場および申告方法

混雑緩和のため、確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要となります(作成済申告書の提出のみであれば不要です)。入場整理券はLINEで事前発行または会場で当日配付します。なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、ご協力をお願いします。また、確定申告会場では、スマートフォン等をお持ちの方は、原則、ご自分でスマートフォン等を使用して、申告書の作成をして

いただきます。

ご自宅からスマートフォン等で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。

確定申告会場の情報

開設期間 令和5年2月16日(木)から3月15日(水)まで(土日・祝日を除く)。

※上記の期間より前でも、作成済みの申告書等の提出は受け付けております。受付時間等 午前8時30分から午後4時まで(相談開始は午前9時から)。ただし、会場の混雑状況により、午後4時前であっても受付を終了させていただく場合があります。

問い合わせ 今治税務署
☎0898-326100(代表)

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十一回特別弔慰金の請求は、令和5年3月31日(金)までです。期限を過ぎると、権利がなくなりますのでお早めにご請求ください。

支給対象者

第十一回特別弔慰金は、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦

傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族お一人に支給されます。

- 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 戦没者等の子
- 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】 額面25万円、5年償還の記名国債

請求窓口

弓削 住民課 ☎77-2503
生名町民生活課 ☎76-3000
岩城町民生活課 ☎75-2500
魚島町民生活課 ☎78-0011
請求手続きなど詳しくは、請求窓口までお問い合わせください。